

第 2 回農林水産業・流通WG 農林水産省からのヒアリング項目

(1) P F I 制度の検討・運用状況について

- 集落排水事業について、以下の点をご教示されたい。
 - ・ P F I の推進状況（予算内容、事業規模など）
 - ・ P F I 推進のために講じている施策の概要。
 - ・ 今後の P F I 事業を普及させる見通し（施策として、これから 5 年にわたってどの程度まで普及させることとしているのかなど）。
- 農山村振興のために設けられている補助金について、以下の点をご教示されたい。
 - ・ P F I など、より民間活力を利用する施策がどの程度導入されているのか（基本的な方針、事業名、予算概要などに関する具体的データ・資料を用意願います）。
 - ・ 農業生産基盤関連のハード整備とその運営のみならず、農村地域政策に結びつく農産加工事業、交流事業やバイオマス関連の領域での P F I の導入可能性、展望・方針などについての情報。
 - ・ 今後の当該事業を普及させる見通し（施策として、これから 5 年にわたってどの程度まで普及させることとしているのかなど）。

(2) 中山間地域等直接支払制度など中山間等条件不利地域への対策について

- 中山間地域等直接支払制度については、現在「集落協定」を中心とした運用がなされており、一定程度の成果を上げているが、高齢単一世代化の進行(近い将来の農家の消滅)という由々しき人口論的限界から様々な点で今後は問題が生じうるものと考えられます。8月の論点整理(中山間地域総合対策検討会)で提起された成果(耕作放棄の鈍化:「なかりせば」の復旧コスト換算で1700億円)も、高齢化した世代を越えて持続的可能な地域営農システムが創出されない限り短期的効果に終わります。一時的な「カンフル効果」とならないような措置を考えていく必要があります。そのような前提を踏まえ、貴省の見解・施策の検討状況等を以下の通り伺います。
 - ・ 現在、農村部で高齢単一世帯化が進行しつつあるが、中山間地域についても、I ターン、U ターンの人口流入以外に、通勤就業機会に比較的恵まれているため人口維持が比較的容易(なんとかイエの後継ぎが存在する)な都市近郊型中山間地域と、不可逆的農村人口高齢化によって事実上人口維持、ひいては農家数の維持が困難となる遠隔地型中山間地域がある。それぞれの地域の割合、特徴などについてどのように考えるか、可能な限り農村人口論的に詳細なデータを用いて定量的に説明されたい。
 - ・ 特に、後者のような遠隔地型中山間地域への直接支払いはサunkコスト(埋没費用)となる可能性も高いと思われるが、この点についての貴省の冷徹な見解と、具体的な対応方針を教示されたい。また、こうしたタイプの地域を中心に本制度は、短期的な農村部の延命機能は有するが、中長期的には対応としては不十分との懸念が払拭し得ない。たとえば貴省が推奨している集落協定でプール金を使った優良事例をみても、その頑張っている担い手自体が相当

高齢化している。一部では集落協定を契機に若者のU、Iターンが増えたなどの見解も示されたが、一般化し難いのではないか。人口論的限界を越えられるのか。量的(データ)な根拠を示されたい。こうしたなかで、しっかりと農地管理の担い手を持続的に生み出すためのシステムを創出することが何よりも重要と考えるが、この点についての検討や展望があれば検討内容を御教示されたい。

- ・ 中山間地域等直接支払制度の「集落協定」について、岐阜県東白川村のように、100% プールして、市町村の農業公社に契約に基づく一定額を支払い、農地管理を行っている優良事例も存在する。このように、中山間地域等直接支払制度を市町村公社の取り組みと連動させている事例を可能な限り網羅的に示されたい。

同時に、直接耕作を行っている市町村農業公社が何らかの形で直接支払い金をもらえるような仕組み(迂回的なものでもよい)をもっているケースを量的に示されたい。これは各県担当者への聴取、時間的に難しいならば、こうした公社の多い県(中国地域など1～数県)をサンプルにした県関係者からの聴取でもよい。

- ・ 稲作の技術的適地でない、急峻な小区画の棚田などについては、高齢化の進行に対応して、労働負荷の高い水田ではなく、労働粗放的な山地畜産により維持し公益的機能を担保した方が有効と考えるが、貴省の考え方がいかに。その場合の直接支払い金はどうなるのか。畜産利用により棚田形態がどの程度崩れれば水田としての単価が適用されないのか。逆に言えば、山地畜産で水田単価をもらえる方法はあるのか。これは山地畜産化した水田での多面的機能とも関連すると考えられるが、また、労働粗放的な山地畜産は適切な直接支払い金があれば、大規模面積をもって(借地権でも所有権でもよい)飼養することで採算がとれるのではない(いわゆるEU型)。そうすれば、地元希望者がいなくても、「民」の参入が可能となるのではない。それを阻害する要因があるとすれば何か。
- 中山間地域等の条件不利地域における展望性ある持続可能な担い手の確保のため、中山間地域等直接支払制度の活用をすることが有効と考えられるが、この点に関して、貴省の見解・施策の検討状況等を伺います。
 - ・ 中山間地域等直接支払制度の「個別協定」の実態について、可能な限りデータを用いて説明されたい。また、高齢化で担い手不在化が進む中山間地域などでは、今後は「個別協定」を中心として、地域の土木業者や食品産業などの経営ノウハウを有する民間セクターの参入を促進する必要があると考えられるが、そのために講じている施策があればその内容を、ない場合は、その理由と、今後の方針として「個別協定」を利用してどのような施策を展開することとしているのかを示されたい。「高コスト体質」とよばれる市町村農業公社でも直接支払い金を受けているケースが実際ある。それによって、数百万円台の収入が入り、一気に赤字解消したケースは少なくない。逆に言えば、コスト感覚に敏感で経営管理の巧みな民間企業であれば、この支払い金を受ければ、より経営採算はあがる可能性(ビジネスチャンス)がある。こうした可能性を貴省はどう考えるか。また阻害している要因があればそれは何か。
 - ・ 上記事項と関連して中山間地域の耕作放棄地問題に対応するためにも、可能な限り地域の土木業者や食品産業などの経営ノウハウを有する民間セクターの参入を促進することが有効である。このため、現在、中山間地域等直接支払制度の交付金額の上限(100万円)の適用除外は営農集団や第3セクターに限定されているのを、これらの民間セクターまで拡大す

ることについて、貴省の考え方がいかに。難しい場合はその理由も併せて示されたい。

- ・ 現在、主に市町村が中心となって設立している農業公社や第3セクターなどの経営実態を見ると、事実上「第2役場的」な運用(効果、効率性へのインセンティブ不足、人材リクルートシステムの不在、経営ノウハウ不足など)がなされており、あまり有効に機能しているとは必ずしもいいがたい。このような実態を踏まえ、例えば、これらの法人に、民間資本を導入し、民間の知識と経験を生かす必要があると考えるが、そのために貴省として講じている施策を示されたい。また、講じていない場合、民間活力を利用するために、どのような施策を展開することとしているのかを示されたい。市町村農業公社を役場まるがかえの「別働隊」という視座ではなく、新たなPPPのシステムを築くという視座で再編する必要があるのではないかと。たとえばPPPの一種であるPFI的な事業運営を考えてもいいのではないかと。その場合、直接支払い金は公共サービス供給の代価支払いの意味がある。
- ・ あるいは、こうした地域の土木業者や食品産業などの経営ノウハウを有する民間セクターが、市町村農業公社や第3セクターと、農村の現場で競争的に農地を管理することについて、どう考えるか。中山間地域等直接支払制度と組み合わせることを前提として、そのような競争状態を創出した方が、市町村農業公社等の経営や農地管理の合理化・効率化が図られるものと考えられるが、そのような施策展開を考える余地があるのかどうか、見解を問う。
- ・ 集落協定が重要性をもつ意味は十分理解している。しかし、今後の人口論的限界にそれで耐えられるかという懸念を抱かざるを得ない。若者のU,Iターンで持続性は担保されるというのは余りに楽観的である。定年期農業者でまかなえるという期待も量的にいえば無理がある。昭和一けた代リタイア後、一体どうするのか。こうした懸念から、少数化した人口構成のなかで農地管理をやれる新たなシステムが必要ということで、「わが国条件不利地域版PFI」や民間セクター参入、あるいは山地畜産(これも上記「民」の参入があってもよい)の成立可能性を質問しているのである。こうした方向に対して貴省はどのような意見をお持ちか。こうした「開放」路線に懸念材料があるとすればなにか。
- ・ 最後に、プール制を推奨した集落協定自体はすばらしい方策だが、かえってそれが「民」の参入ははじめ新たな可能性を封じ込める「規制」的機能をもたらしていないか。

(3) 総合規制改革会議第3次答申のフォローアップについて

- 農地関連施策として、農地制度の改革として平成17年度当初までに基本的方向について結論とされているが、現時点での検討がどこまで進み、具体化されたか御教示されたい。
- その際、株式会社の農業参入に関して、新たにどのような施策を展開することを検討しているかも、併せて示されたい。

以 上